

## 新型コロナウイルス感染症 対応設備導入等補助

市では、新型コロナウイルス感染症による経営環境に適応しながら事業を継続し、経営安定を図る事業者に対して、同感染症対応設備導入などに伴う費用を補助します。



- 対象 市内中小企業者（一部除外規定あり）
- 対象経費 業種や業態に合わせた感染症予防対策に資する設備および備品の購入や設備導入に伴う改修工事などに係る経費で、次の条件を満たすもの
  - ・交付決定後に着手する事業で、令和4年3月31日（木）までに完了するもの
  - ・改修工事の施工、備品購入などは市内事業者（外注のみ）に限る
  - ・市商工会に推薦される事業
  - ・最低補助経費額（20万円（消費税および地方消費税を除く））を満たすもの
- 補助金額 対象経費の4分の3（上限200万円）
- 申請方法 市役所4階商工観光課または市商工会で配布する補助金交付申請書など（市ホームページからダウンロード可）を〒252-8566座間市役所商工観光課宛てに郵送または直接担当へ

※申請方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください。  
**担当** 商工観光課  
 ☎046(252)7604 FAX046(255)3550

## Shake Out プラス1 2022 in ZAMA キックオフ防災講演会

市では、地震発生から1分間の行動訓練「シェイクアウト」に取り組んでおり、令和4年1月23日（日）に実施する同訓練に向けた事前学習として、拓殖大学特任教授で防災教育研究センター長の濱口和久さんを講師に招き、防災講演会を開催します。

- とき 11月1日（月）午後2時～4時15分
- ところ ハーモニーホール座間小ホール
- 内容 市民目線での危機管理能力など
- 対象 どなたでも
- 定員 150人（申込順）
- 参加費 無料
- 申込方法 10月29日（金）までに電話、ファクスまたは直接担当へ



### シェイクアウト訓練

都心南部直下型地震（市内最大震度6強）を想定した訓練で毎年1月23日に行っている訓練です。同訓練では地震発生から1分間の「体を守る行動訓練（安全行動1-2-3）」、プラスワン行動訓練を行います。市では、平成24年度からざま災害ボランティアネットワークと共催で同訓練に取り組んでおり、昨年度は市民など54,269人が参加しました。今年度の訓練は令和4年1月23日（日）午前11時（当日参加できない場合は令和4年1月4日（火）～31日（月）の代替期間に実施可）に開催を予定しており、11月1日（月）から参加登録を受け付けます。



保育園で行った同訓練の様子

### 安全行動1-2-3の実施



1 まず低く



2 頭を守り



3 動かない

担当

### プラスワン行動

安全を守る基本行動を行った後に、その後の行動訓練も行いましょう。

- プラスワン行動 プレーカーを落とす、ガスの元栓を閉める、ラジオ・ライト・電池・充電器などを準備する
- ※プラスワン行動の設定は任意です。大地震を想定して訓練を行いましょう。

危機管理課 ☎046(252)7395 FAX046(252)7773

## 未分筆道路の申告

担当 固定資産税課  
 ☎046(252)8043  
 FAX046(255)3550

未分筆道路を分筆登記し境界や面積を確定した場合は、原則として同道路を非課税としていますが、やむを得ない理由により分筆登記を行えない場合には、申告後に現地調査を行い、公衆用道路として確認できるものに限り、次年度から非課税となります。申告方法など詳しくは、担当へお問い合わせください。

○申告方法 12月28日（火）までに評価分割認定申告書（道路）、案内図、地積測量図（測量士などによる道路部分の面積が分かる図面または道路部分を除いた宅地部分の面積が分かる図面）を持参し担当へ



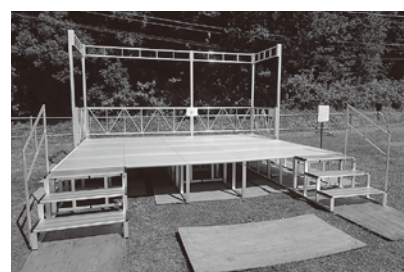
## 相武台地区自治会連合会の備品を 宝くじの助成により整備

担当 市民協働課  
 ☎046(252)7966  
 FAX046(255)3550

相武台地区自治会連合会では、一般財団法人自治総合センターの一般コミュニティ助成事業を活用し、コミュニティ活動で必要となる備品（アルミ製ステージセットなど）を整備しました。同法人は宝くじの社会貢献推進に努めています。

同連合会ではそれぞれの単位自治会で行われるイベントなどで有効に備品を活用し、コミュニティ活動の推進に努めています。

献広報事業として、地域振興を目的としたコミュニティ活動助成を行っています。



アルミ製ステージセット



## 家屋を取り壊したとき、 新築・増築したときは連絡を

担当 固定資産税課  
 ☎046(252)8047  
 FAX046(255)3550

家屋（物置などを含む）を取り壊したり、新築・増築したりすると、翌年度から固定資産税・都市計画税の税額が変わります。登記が遅れる場合は、早め担当へご連絡ください。



集会用テント



拡声器（右）と収納ケース

## 県と市町村による 不動産共同公売

担当 収納課  
 ☎046(252)8049  
 FAX046(255)3550

県と各市町村による不動産共同公売は、税滞納により差し押さえた不動産を入札により売却するもので、一般の方も参加できます。参加方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

○入札期間 11月8日（月）～16日（火）